

全衛生管理業務を進める上で、役立つ情報・資料等の提供が求められていることなどから、建災防が中心となって、労働災害の統計・分析データをはじめ、安全衛生関係情報・資料についての業界全体での共有化を図っていくことが重要な課題となっている。

一方、職場で働く労働者の健康確保は従来からの重要課題であり、労働者の過重労働による健康障害防止対策・メンタルヘルス対策や石綿障害予防対策、職業性疾病予防対策等の一層の徹底が求められている。

II 中期計画の目標と重点対策

1 計画の期間

本計画は、平成20年度を初年度とし、平成24年度を最終年度とする5カ年計画とする。

ただし、この計画期間中に労働災害防止に関し、特別の事情が生じた場合は、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

2 計画の目標

協会及び会員は、労働災害の防止並びに労働者の健康確保及び快適職場の形成の促進を図り、建設業の安全衛生水準の一層の向上を期することとし、次の目標を設定する。

- (1) 計画期間中の死亡災害件数を20%以上減少させる。
- (2) 計画期間中の死傷災害件数を15%以上減少させる。

3 計画における重点対策

(1) リスクアセスメントの確実な実施の推進

災害の減少により無災害での工事完了が多くなるなかで、本計画の目標を達成させるべく更なる減少を図るためには、これまでの再発防止の対策に加え、先取り型の対策に取り組む必要がある。そのため、事前に建設工事に内在する危険性又は有害性の低減を図り、危険ゼロを目指す職場環境を形成する必要がある。

すなわち、事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討・実施を行う、いわゆるリスクアセスメントが確実に実施される体制を構築していく必要がある。

このため、リスクアセスメントの進め方、考え方を、広く建設業界、企業等に普及定着させることが重要であり、そのための取り組みを積極的に推進することとする。

(2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の導入の促進

建設業を取り巻く厳しい経営環境の中で、企業の安全衛生管理を組織的に行っていくためには、経営の中に安全衛生を取り込み、個人の能力に頼らない仕組みすなわち建設業労働安全衛生マネジメントシステム（以下、「COHSMS」という）を導入する必要がある。

特に、リスクアセスメントの実施にあたっては、COHSMSを導入することにより、リスクアセスメントが、計画（P）・実施（D）・評価（C）・改善（A）のサイクルの中で効果的に回り、リスクの着実な低減が図れ、安全衛生水準の向上を図ることができる。

このため、建設企業のCOHSMS導入を促進し、システムの適切な運用によって安全衛生水準の継続的な向上を図るための対策を推進する。

また、COHSMSが適切に導入され、安全衛生の水準が継続的に向上していることを認定する制度を新たにスタートさせ、建設業界へのCOHSMS導入の一層の普及促進を図る。

(3) 安全衛生教育の推進

- ① 「職長のためのリスクアセスメント教育」、「総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」等、各種の安全衛生教育を通して、管理監督者等に対し、リスクアセスメントの確実な実施の定着を図る。
- ② 少子高齢化等により、技能の継承、とりわけ安全衛生のノウハウの継承が課題となることから、統括安全衛生責任者や職長等の管理監督者の育成を図ることや作業員一人ひとりに対して、特別教育の実施、技能講習の受講によって、施工時の技能と安全意識を兼ね備えた人材の育成を図る。また、これら各種安全衛生教育修了者に対するレベルアップを図るための教育を推進する。
- ③ ヒューマンエラーによる労働災害を撲滅するため、事業者が行う安全衛生対策と併せ、作業員一人ひとりの安全意識の向上を図るための建設従事者教育を推進する。

(4) 墜落・転落災害、建設機械災害等、労働災害の発生傾向を踏まえた重点対策の推進

建設業における死亡災害のうち、災害の種類別で見ると、墜落・転落災害が40%を超える状況にあり、特に屋根、開口部、足場等からの墜落・転落災害防止対策の徹底を図る必要がある。

墜落・転落災害の減少を図るためには、引き続き建設工事現場における「手すり先行工法に関するガイドライン」、木造家屋等低層住宅建築工事における「足場先行工法に関するガイドライン」の普及定着を促進する。

建設機械・クレーン等による死亡災害も建設業全体の約17%を占めていることから、機械の種類ごとの安全対策の充実を図るとともに、また、クレーン機能付きドラグ・ショベルの一層の普及、危険検知システムの普及及び転倒時等における運転者の安全確保のための防護装置の普及定着を促進する。

さらに、土砂崩壊災害防止対策としての「土止め先行工法に関するガイドライン」の普及定着のほか、職業性疾患については、粉じん障害・石綿障害予防対策、酸素欠乏症等、一酸化炭素中毒、有機溶剤中毒等の予防対策の徹底を図る。

(5) 労働者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の充実

労働者の健康状況では、近年定期健康診断による脂質異常症（高脂血症）、高血圧、糖尿病等の有所見労働者が増加しており、医学的知見からも過重労働による脳・心臓疾患の発症との関連性が認められていることから、長時間にわたる過重労働を排除する必要がある。

建設業における過重労働を排除するため、時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進等の対策のほか、事業場における医師による面接指導の実施等によって、健康障害防止対策の徹底を促進する。

また、労働者健康状況調査によると仕事での強い不安やストレス等を感じる労働者が全体の約6割と多いことから、事業場における相談体制の整備を図り、メンタルヘルス相談担当者の配置やメンタルヘルス相談機関の有効な活用等、メンタルヘルス対策を促進する。

(6) 中小総合工事業者・専門工事業者による自主的安全衛生管理活動の推進

建設業全体の安全衛生水準は、着実に向上してきているとはいえ、中小規模総合工事業者及び専門工事業者における安全衛生管理体制は、必ずしも十分とは言えず、それらの事業場における労働災害発生率は、大規模の総合工事業者に比べ依然として高い状況にある。

このため、国の示した「元方事業者による建設現場安全管理指針」及び改正された「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」に基づく総合的な労働災害防止対策の推進を図るとともに、中小規模総合工事業者及び専門工事業者の自主的安全衛生活動の促進を図るため、引き続き、以下の活動を積極的に展開していく。

- ① 中小総合工事業者・専門工事業者におけるリスクアセスメントの実施の促進
- ② 「元方事業者における建設現場安全管理指針」に基づく統括管理の実施の推進
- ③ 中小規模総合工事業者及び専門工事業者の事業者の主体的能力に応じた建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の普及促進

(7) 全国大会等、集合形式の安全衛生活動の推進

建設業の大転換期にあって、時代の状況に適応した安全衛生管理活動を推進するためには、大勢の関係者が一堂に会し、今日的な安全衛生管理のあり方について、意識の共有を図ることが重要である。

このため、全国建設業労働災害防止大会や都道府県ごとの支部大会、企業の安全大会等、集合形式の安全衛生活動を積極的に展開する。

大会においては、最新の安全衛生関係情報・資料の提供等によって、安全衛生意識の共有及び安全衛生思想の普及定着を図るとともに、全国大会、支部の大会等、集合形式の活動のネットワークを構築し、安全気運の全国的な高揚を促進する。

(8) 労働安全衛生関係情報の共有化の促進

現下の厳しい経営環境にあっては、特に、中小零細規模の総合工事業者、専門工事業者において、安全衛生に関する専門スタッフの確保が課題となっており、また、大手総合工事業者を含め、団塊世代の大量退職期を迎えて、安全衛生のノウハウが失われることによって、企業の安全衛生管理業務の停滞が懸念されるところである。

このため、建設業における労働災害防止の専門団体として、安全衛生に関するマニュアル・手引、労働災害事例、関係法令・通達等、労働安全衛生関係の資料・情報を収集、又は作成し、必要に応じて広く業界、企業に提供し、関係者がこれらの情報を共有できるようにすることにより建設業の安全衛生管理活動を支援し、企業等の積極的な労働災害防止活動への取り組みを促進することとする。

(9) 「建設業労働災害防止規程」の順守

建設業として、労働災害防止の徹底を図るためには、業界として、また、会員として、労働安全衛生関係法令の規定を上回る基準を設けて自主的な安全衛生管理活動を進める必要がある。「建設業労働災害防止規程」は、この趣旨に基づき、建設業における自主的な労働災害防止のための基準を設けたものであり、新しい工法、機械設備の導入等に対応させるため改正された「建

設業労働災害防止規程」が平成20年4月3日から適用されることとなった。

会員及び協会は、「建設業労働災害防止規程」の順守の徹底に務め、自主的労働災害防止活動の一層の推進を図ることとする。

Ⅲ 中期計画の推進

協会は、この中期計画を基本にして、年度ごとに建設業労働災害防止実施計画を策定し、その普及推進に努め、また、会員は、中期計画及び各年度の建設業労働災害防止実施計画を基本にして、それぞれの実情に即した労働災害防止計画を定め、「建設業労働災害防止規程」に定める事項を順守しつつ、自主的な安全衛生管理活動を推進するものとする。

このため、会員及び協会は、この計画の期間を通じて、従来から進めている「三大災害絶滅運動」、「安全施工サイクル運動」を引き続き推進するとともに、以下に掲げる主要な安全衛生対策を推進するものとする。

Ⅳ 会員が実施する主要な対策

1 安全衛生管理体制の確立

- (1) 店社及び作業所の安全衛生管理体制の確立を図る。
- (2) 店社の安全衛生に関する事前評価体制を確立するとともに、店社及び作業所の安全衛生計画を策定し、推進する。
- (3) 中小規模現場における統括安全衛生管理の徹底を図る。

2 リスクアセスメントの実施の推進

- (1) 事業場内の体制を整備し、リスクアセスメントを確実に実施する。
- (2) リスクアセスメントに必要な作業手順書、機械等の仕様書、災害事例等の情報を入手する。
- (3) リスクアセスメントを実施する能力を有する者を養成する。

3 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の導入及び実施

- (1) 建設企業の組織的な安全衛生管理の推進と安全衛生水準の連続的・継続的向上を図るため、COHSMSガイドラインに基づく

システムを導入し、その実施を図る。

- (2) 企業の安全衛生活動をシステムに取り込み、経営層、管理者から社員に至るまでの安全意識の強化を促進し、COHSMSの一層の普及定着を図る。
- (3) システム構築を担当する者及び監査を行う者に対し、COHSMSガイドラインの理解等、基本的な知識、具体的な方法等の能力を付与する。
- (4) COHSMSが適切に導入・実施され、かつ安全衛生水準の継続的な向上に資するよう「COHSMS認定事業」を活用する。

4 中小総合工事業者・専門工事業者における自主的、自律的安全衛生管理活動の推進

中小総合工事業者・専門工事業者における安全衛生管理活動の推進と定着を図るため、リスクアセスメントの実施とこれを反映した建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の構築を推進する。

5 安全衛生教育の徹底

管理監督者から第一線の作業員まで、一貫し